

筆跡鑑定・印影鑑定のご案内

遺言書、契約書、怪文書など各種文書の筆跡及び印影の鑑定をいたします。また、係争中の事案などで相手方より出された鑑定書に対する意見書・反論書も作成いたします。まずはお電話・メールをください。ご相談は無料です。

【筆跡鑑定の流れ（印影鑑定も流れは同様です）】

資料の送付

鑑定資料（誰が書いたか分からない、調べたい資料のこと）と対照資料（鑑定資料と比較するための、書いた人が分かっている資料）を宅配便・書留・レターパックプラスなどでお送りください。

事前調査とお見積り

鑑定資料と対照資料が同一人によるものか別人によるものか鑑定結果の予測と、本鑑定の料金もしくは基本文字数以上の場合などはお見積り額をファクス・郵送にてお知らせします。

鑑定書作成

本鑑定・簡易鑑定ともに、納期は20日程度。
お急ぎの場合はご相談ください。

中止

事前調査の結果が望む方向ではないなどの場合、中止することも可能です。

鑑定書発送

鑑定書とお預かり資料をお送りいたします。配達時間指定を頂けます。

事前調査費用お支払い

鑑定書作成に進まない場合のみ、調査費用のご負担をお願いしております。資料を返却し終了。

【対照資料について】

- 例① 父親の書いたとされる遺言書が出てきたが、本当に父親が書いたものかを調べたい。
遺言書に書かれた文字と同じ文字が書いてある、お父様の書いたということがはっきりしている契約書や申込書といった書面・手紙・日記などをお送りください。
- 例② 押印した覚えがない契約書がある。自分のものとは違う印鑑で押印がされていることを明らかにしたい。
ご自身の印鑑で押印された契約書もしくは白紙に4つほど押印したものをなどをお送りください。（一番望ましいのは、印鑑そのものになります）
- 資料は原本が望ましいですが、コピーだからといって資料として使えないわけではありません。鑑定可能であるかどうかは、資料をお送りいただき、実際に拝見させていただいてから判断いたします。鑑定できない場合は資料返却し終了。費用はかかりません。
 - 多くの場合、対照資料は複数ある方が、説得力は高まります。

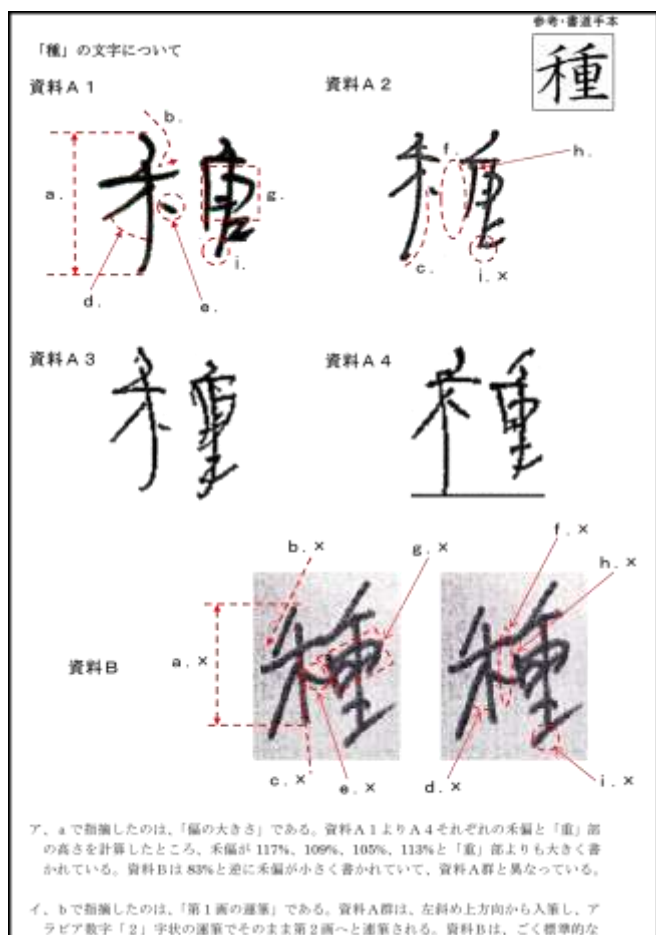
【料金（税込）】

事前調査	32,400円	鑑定書作成に進まない場合に頂いております。作為文字などで難度が極めて高い鑑定の場合、事前調査では明確な予測ができない場合がございます。資料数が多い場合、加算されることがございます。
筆跡簡易鑑定	97,200円	最大5文字まで。1文字追加ごとに2万円増し。本鑑定と結果は変わりませんが、説明がやや簡略化されます。
印影簡易鑑定	129,600円	鑑定資料1つに対し、対照資料も1つの場合です。（A対B）どちらかの資料が2つ（A対B、A対Cなど）の場合1.5件という扱いになり、194,400円になります。
筆跡本鑑定	280,000円程度	最大7文字まで。1文字追加ごとに2万5千円増し。裁判など、あらかじめ相手方の反論を想定した説明になり、内容が深くなります。
印影本鑑定	270,000円程度	鑑定資料1つに対し、対照資料も1つの場合です。（A対B）どちらかの資料が2つ（A対B、A対Cなど）の場合1.5件という扱いになり、405,000円になります。簡易鑑定に比較して、説明画像の点数が多くなります。
反論書	400,000～ 800,000円	反論のみ、若しくは反論プラス鑑定など、設計プランと難度によって変わりますので、都度お見積り致します。

【その他】

- 本鑑定……鑑定書は、世界に一つだけのいわばオーダーメイドです。そのため上記金額は目安となります。正確な金額は、事前調査後にお見積り額を提示いたします。
- 文字数……例えば、署名を鑑定する場合にお名前が「神奈川一郎」であれば5文字となります。
- 調査する文字……調査する文字は、原則として資料の中から鑑定人が判断し選びます。
- 資料数……筆跡鑑定は、鑑定資料1つと対照資料の合計が5～6資料程度までであれば、事前調査、鑑定書作成ともに上記金額に収まります。それ以上の資料数である、または膨大な資料の中から調査する文字を選定するなどといった場合には料金が加算されることがございます。そのような際には、資料受取後にすぐに着手せず、一度ご依頼人さまへご連絡致します。
- お支払い……着手金として半額程度をお振込みください。残額は鑑定書到着後10日以内にお支払い願います。10万円以下の場合、前金制とさせていただきます。振込手数料はご負担ください。

【鑑定書の一例】



15. (鑑定) 資料B 1及びB 2及びB 3と資料Aの寸法の比較検査

左側より資料A、B 1、B 2、B 3の各印影

	縦	横
資料A	21.27mm	21.08mm
資料B 1	21.23mm	21.25mm
	99.81%	100.81%
資料B 2	21.22mm	21.27mm
	99.76%	100.9%
資料B 3	21.27mm	21.19mm
	100%	100.52%

ア、表の数値は、各資料の大きさを計測し、得られた数値を小数点第2位で四捨五入したものである。資料B 1よりB 3は、資料Aに対する割合をパーセント表記で記載した。

イ、寸法は、各印影をデジタル化してコンピューター上で2500%まで拡大し計測した。

ウ、当職の実験では、着肉量、着肉具合の部分的な偏り、押印圧などを原因とし同一の印類であっても、押印された印影によっては3%程度の差異が現れることを確認している。資料Aと資料B群に現れた数値の差異は最大0.9%と、この水準をはるかに下回るものであり、異なる印類による印影とは考えにくい。

エ、以上、寸法の比較検査での結論は、「資料B 1・B 2・B 3と資料Aは同一の印類による印影と認められる」となる。

筆跡鑑定書は本人直筆である対照資料の文字から、書き手の持つ筆跡個性によって現れた筆跡特徴を拾い出し、それが鑑定資料に当てはまるのか否かを指摘し説明します。場合により角度など数値的検査やスーパーインポーズ（重ね合わせ）法による検査を実施。印影鑑定は目視・スーパーインポーズ法による検査の他、必要に応じて断面照合法による検査を実施いたします。

【鑑定実績】

平成27年3月現在、約1350件の鑑定を行い、うち約900件の鑑定書を作成。それ以外は依頼者の望む結果ではない等の理由で辞退もしくは中止とする。依頼人は裁判所・法律事務所といった法曹界及び一般企業・マスコミや一般人など多岐にわたる。推薦により東京弁護士協同組合に特約店として加盟し、都内の弁護士の先生からの依頼が急増中である。

【資料送付先】

〒227-0043 神奈川県横浜市青葉区藤が丘2-2-1-702
 日本筆跡心理学協会
 電話 045-972-1480
 ファクス 045-972-1490
 メール kindai@kcon-nemoto.com